中国電力株式会社 代表取締役社長 瀧本 夏彦 様

> 日本共産党島根県議団 団長 尾村 利成 幹事長 大国 陽介

カルテル、不正閲覧など法令軽視の企業体質を改め 島根原発2号機の再稼働は断念し、原発ゼロの決断を求める申し入れ

公正取引委員会は3月30日、事業者向け電力販売でカルテルを結んだとして、貴社に対し、カルテルに関する排除措置命令及び707億円超の課徴金納付命令を発出しました。経済産業省は、本カルテルに関し、「独占禁止法に違反するとともに、電気事業の適正な運営や健全な発達を阻害するものとして、電気事業法の精神に反する」と苦言を呈しました。

また、経済産業省は4月17日、貴社の子会社である中国電力ネットワークに対し、新電力の顧客情報を 不正に閲覧したとして、電気事業法に基づく業務改善命令を出しました。さらに、経済産業省は同日、同省 が管理するシステムにアクセスし、再生可能エネルギー事業者の情報を不正に閲覧していたとして貴社と 中国電力ネットワークに対し、内部統制の強化を求めて指導しました。

これらの不正閲覧やカルテルは、いずれも電力市場自由化を骨抜きにする悪質な行為であり、地域独占の 時代から続く旧態依然の「特権意識」が抜けていないことの表れにほかなりません。

貴社はこの間、2010年3月の島根原発1・2号機での計511カ所もの点検漏れをはじめ、15年6月に低レベル放射性廃棄物の処理に関する校正記録の偽造、19年8月には放射線量などを測定した資料を保存期間中に誤廃棄、20年2月に放射性廃棄物を保管するサイトバンカ建物の巡視業務未実施の事案が発生しています。さらに、21年5月の原子炉建物内での労災事故の発生、その翌日の管理事務所内での火災など、目に余る不正や不祥事、不適切事案が相次いでいます。

不正・不祥事続きの貴社に対し、県民からは「企業モラルの低い中電に原発を運転する資格はない」「全国最多の不正を続ける中電は信用できない」などの厳しい批判の声が上がり、原子力規制委員会自身も、適合性確認審査会合において、安全を追求する認識の甘さや主体性を欠く姿勢を何度も指摘しているではありませんか。

わが党ならびに多くの県民は、経営陣をはじめ、協力会社や子会社までもが法令軽視の企業体質を持つ貴 社に島根原発を動かす資格はないことを強調するものであります。

以上の点を踏まえ、下記事項を要望します。

記

- 1. 内部統制の抜本的強化や発生原因の調査公表、関係者の厳正な処分など、再発防止策と法令順守体制の強化を図り、住民への説明責任を果たすこと。
- 2. 「原則40年、最長60年」と期間を定めた原発の運転期間を削除し、老朽原発の酷使は許されない。 運転開始から33年が経過した島根原発2号機再稼働、3号機新規稼働に向けた活動を断念すること。
- 3. 電力11社の原発の安全対策費の合計は本年1月時点で6兆円を超え、福島原発事故後の維持費と合わせ、約24兆円超とも試算されている。法令軽視の企業体質に消費者の怒りと不信が高まっており、 不正解明と再発防止策が確立されないもとで電気料金の値上げは行わないこと。
- 4. 30キロ圏内の出雲、安来、雲南3市が貴社と安全協定を締結したのは福島原発事故後であり、福島事故前に県が了解したプルサーマルについて、これら3市はプルサーマル議論に加わっていない。プルサーマル運転について住民への説明責任を果たすこと。プルサーマル運転について危険なプルサーマルは断念すること。
- 5. 現行の避難計画は、入院患者は事故時、山陽3県、四国、関西の病院へ転院させられる計画となっている。新型コロナを通じ、医療提供体制のひっ迫、マンパワー不足が明らかになり、現行の避難計画は「机上の空論」であることが明白である。避難計画の実効性の再検証を行うこと。